参議院議員辻泰弘提出スティーブンス・ジョンソン症候群の特定疾患治療研究事業への指定に関する質問に対する答弁書（第二一三〇号）
参議院議員川上義博提出衆議院議員総選挙の選挙期日等に関する質問に対する答弁書（第二一三一号）

人事異動

法務省

（法務省大臣官房参事官）法務事務官　大木　典雄
国土交通省に出向させる（七月十六日）

財務省

（防衛省経理装備局会計課長）防衛書記官　菊地　和博
財務事務官に任命する
大臣官房政策金融課長を命ずる
（大臣官房総括審議官兼大臣官房政策金融課長）財務事務官　香三　俊介
大臣官房政策金融課長事務取扱兼務を免ずる
（熊本県地域振興部長）財務事務官に任命する　小宮　義之
大臣官房企画官を命ずる
兼ねて国際局地域協力課地域協力企画官を命ずる（以上七月十六日）

最高裁判所

簡易裁判所判事兼判事補　坂庭　正将
彦根簡易裁判所判事に補する
大津地方裁判所判事補に補する
大津地方裁判所彦根支部勤務を命ずる
兼ねて大津家庭裁判所判事補に補する
大津家庭裁判所彦根支部勤務を命ずる
判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定により判事の職務を行う者に指名する　同　豊橋簡易裁判所判事に補する　三口　敦士
名古屋地方裁判所判事補に補する
名古屋地方裁判所豊橋支部勤務を命ずる
兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する
名古屋家庭裁判所豊橋支部勤務を命ずる
判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定により判事の職務を行う者に指名する（以上七月十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、リトアニア国大統領ダリア・グリボウスカイテ閣下の大統領就任につき、七月十二日御祝電を発せられた。
天皇陛下は、七月四日アメリカ合衆国の独立記念日につき、同日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、七月六日マラウイ国の独立記念日につき、同日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、七月十一日モンゴル国の国祭日につき、同日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、七月十三日モンテネグロ国の国祭日につき、同日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、七月十四日フランス国の国祭日につき、同日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、七月十五日ブルネイ国国王陛下の御誕生日につき、同日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、七月二十日コロンビア国の独立記念日につき、同月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について

次に掲げる在本邦外交官等身分証明票については、当該所持者が身分証明票を未返納のまま離任し、又は当該身分証明票を紛失したことに伴う左記に記載の年月日以降無効となった。（外務省）

別添

身分証明票番号	発給年月日	失効年月日
005—000459—Aa	2005／10／25	2008／01／22
005—000459—Ba	2005／10／25	2008／01／22
076—000216—Aa	2004／10／05	2009／04／11
076—000216—Ba	2004／10／05	2009／04／11
076—000216—Ca	2004／10／05	2009／04／11
076—000216—Da	2004／10／05	2009／04／11
076—000216—Fa	2004／10／05	2009／04／11
076—000216—Ga	2004／10／05	2009／04／11
076—000216—Ha	2004／10／05	2009／04／11
067—000178—Ca	2004／08／20	2009／05／05
006—001196—Ba	2006／08／13	2009／05／23
006—001196—Da	2006／08／13	2009／05／23
142—000042—Ba	2005／03／05	2009／06／03
067—000181—Ba	2005／10／19	2009／05／31
015—002347—Aa	2003／06／26	2009／06／09
197—000055—Aa	2007／07／01	2009／06／15
097—000067—Aa	2008／04／07	2009／06／04
065—000093—Aa	2002／06／26	2007／07／17
065—000093—Ba	2002／06／26	2007／07／17
121—000089—Aa	2006／12／10	2009／04／01
111—000166—Aa	2005／05／16	2009／06／22
023—000232—Ca	2007／09／02	2009／06／26
021—001203—Ca	2006／06／19	2009／06／19

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成19年9月11日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各2人）については本年9月10日をもってその任期が満了する。
よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年7月22日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成21年7月31日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105—0011　東京都港区芝公園1—5—32　労働委員会会館8階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が2以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、滋賀労働局の関係事業主を代表する者谷原武の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年7月22日

厚生労働大臣　舛添　要一